

土方地区まちづくり協議会規約

(名称)

第 1条 本会は、土方地区まちづくり協議会(以下「協議会」と称する。

(事務所)

第 2条 協議会の事務所は、大東北公民館内に置く。

(目的)

第 3条 協議会は、土方地区に居住する住民(以下「住民」という。)掛川市自治基本条例及び基本原則「情報共有・参画・協働」に基づき、支えあって協働のまちづくりを推進し誰もが住みたくなる、活力ある土方地区の実現を目指すことを目的とする。

(区域)

第 4条 協議会の区域は、土方地区の範囲とする。

(構成員)

第 5条 協議会は、土方地区に居住する住民及び土方地区内において、まちづくりを行う団体等(以下「団体等」という。)を構成員とする。
2 協議会は、多くの団体等が参加できるように普及、啓発に努めるものとする。
3 団体等は、協議会への参加を希望する場合は、理事会の承認を得た場合において加入することができる。

(事業)

第 6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 地区内で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関する事。
(2) 実施事業の検証及び改善に関する事。
(3) 地区まちづくり計画策定に関する事。
(4) まちづくりの担い手となる人材の育成に関する事。
(5) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関する事。

(組織)

第 7条 協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。
2 協議会に事務局を置く。
3 協議会に、相談役及び監事を置く。
4 事業活動を行うため、7つの部会を置く。

(役員の種類)

第 8条 協議会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 事務局長 1名
(4) 部会長 7名
(5) 会計 1名
(6) 監事 2名以上

(役員を選出)

- 第9条 会長は、原則として区長会長を、副会長は副区長会長を充て、総会の承認を得る、
- 2 事務局長は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。
 - 3 会計(書記兼務)は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。
 - 4 監事は、理事会の推薦を受け、総会の承認を得る。
 - 5 部会長は、各部会で選出し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を
- (3) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (4) 会計(書記兼務)は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する他、会議の議事録を作成する。
- (5) 部会長は、部会を代表し、部会内事務を統括する。

(役員任期)

第11条 役員任期は原則2年とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 補欠役員任期は前任者の前任者の残任期間とする。

(監事)

第12条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(相談役)

第13条 協議会は、必要に応じて相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、必要に応じて各種会議に出席し、助言を行う。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

- 2 総会、理事会及び部会の構成員は別表のとおりとする。

(総会)

第15条 総会は、協議会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、代議員をもって構成する。代議員の定数は80名以内とし、別表に定められた者をもって充てる。
- 3 総会は、毎年一回、会長が招集し会長が議長となる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認める場合。
 - (2) 代議員の三分の二以上の者から目的たる事項を示して請求があった場合。
- 4 総会の審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
 - (2) 役員承認に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 地区まちづくり計画に関すること。
 - (5) その他必要と思われる事項に関すること。

- 5 総会は、委任状を含む代議員の三分の二以上の出席をもって成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 総会を招集するときは、会議の目的、内容及び日時、開催場所を示し、2週間前までに文書をもって通知する。

(理事会の構成)

第16条 理事会は、監事を除く次の役員及び小区長をもって構成する。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計(書記兼務) | 1名 |
| (5) 部会長(企画広報部会長は、会長兼務) | 6名 |
| | 計 16名 |

(理事会の招集)

第17条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(事務所)

(理事会の審議事項)

第18条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- | | |
|--|----|
| (1) 総会に付議すべき事項 | 1名 |
| (2) 総会の下血した事項の執行に関する事項 | |
| (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する時間的余裕がなく特に緊急を要する事項 | |
| (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事 | |

(部会の構成)

第19条 協議会に次の部会を置く。

- (1) 企画広報部会
 - (2) 地域活性化部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) 防災部会
 - (5) 交通・防犯部会
 - (6) 文化・人づくり部会
 - (7) 環境部会
- 2 部会は、土方地区住民及び地区内においてまちづくりを行う団体等の代表者で構成する
 - 3 部会長は、各部会を構成する者の中から選出する

(部会の役割)

第20条 部会は、第3条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を行う。

- 2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(経費)

第21条 協議会の経費は、地区からの助成金、市交付金等及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第23条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

- 2 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(書類の整備)

第24条 協議会は、次に掲げる帳簿等を備え付け、これを保存しなければならない。

- (1) 土方地区まちづくり協議会規約
- (2) 役員名簿
- (3) 金銭出納簿及び関係書類
- (4) 総会、理事会の記録
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿

(議事録及び議事録署名人)

第25条 総会、理事会の議事録には、日時・場所、議決事項及び内容等を記録し、議事録署名人として出席した正副会長が記名捺印する。

(書類、帳簿等保存期間)

第26条 保存期限は、概ね次のとおりとする。

- (1) 土方地区まちづくり協議会規約 永久
- (2) 役員名簿 5年
- (3) 金銭出納簿及び関連書類 7年
- (4) 総会、理事会記録 5年
- (5) その他必要と認める書類及び帳簿 5年

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、必要事項については、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成28年2月27日から施行する。

附 則

土方地区センター及びまちづくり協議会の交付金の一本化により規約の一部改正、平成31年4月6日から施行する。

附 則

一部を改正し、令和2年4月4日から施行する。